

令和7年4月から利用の 幼稚園・保育所・認定こども園等の 申し込みを受け付けます

- 幼稚園**……………小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設
保育所……………家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設
認定こども園……………保育所と幼稚園の機能や特性を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設

あなたの認定区分は？利用できる施設は？

各家庭の状況により、利用内容が選べます（図1）。
保育所等を利用する場合は、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由

- ・就労（保護者が居宅内外の仕事に月60時間以上従事している場合）
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病や障害
- ・同居の親族等の介護や看護
- ・災害復旧
- ・就学（職業訓練校での訓練などを含む）
- ・求職活動

（図1）

